

所得税の確定申告

自分で作成してお早めに

所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告受付

平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告は、2月17日(月)から3月17日(月)までとなっております。

なお、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方は、2月14日(金)以前でも申告書を提出することができます。ただし、税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、相談および申告書の受付は行っていません。(春日部税務署では、2月23日と3月2日の日曜日に限り、確定申告書の受付を行います。)

事前還付申告説明会

説明会は、中央公民館で次のとおり行います。当日は申告をする方が説明を聞きながら、ご自分で申告書を作成し、提出していただきます。予定の時間通りに説明が始まりますのでご注意ください。

対象

平成25年中の収入が、公的年金のみの方、もしくは給与収入のみの方で、次の①②の両方に該当する方
① 所得税が源泉徴収されている方(源泉徴収票の源泉徴収税額欄に金額が記載されている方)

税理士事務所における還付申告無料相談

税理士会では、2月3日(月)から2月14日(金)までの間(土・日・祝日・2月4日(火)は除く)お近くの税理士事務所において、所得税の還付申告相談、および確定申告書の作成・提出を無料で行います。対象となるのは、所得税が還付される次に該当する方です。(住宅借入金等特別控除を受ける方、給与・年金以外の所得のある方などを除く。)

・ 公的年金等を受給されている方
・ 給与所得者で医療費控除を受ける方
・ 年中途中で退職または就職した方
※ 無料とならない場合もありますので、ご希望の方は必ず事前に実施する税理士事務所、または税理士会春日部支部事務局まで、相談内容や相談時間などをご確認ください。

相談時間

9時30分～12時、13時～16時
当日持参するもの
・ 平成25年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」(源泉徴収税額のある方に限ります。)
・ 生命保険料等の控除証明書、社会保険料の領収書等

② 申告をすることにより所得税が還付される方が
公的年金収入、および給与収入以外に収入がある方は、この説明会では申告できません。医療費控除等を受けるためには、要件がありますのでご確認ください。

控除を受けるための要件

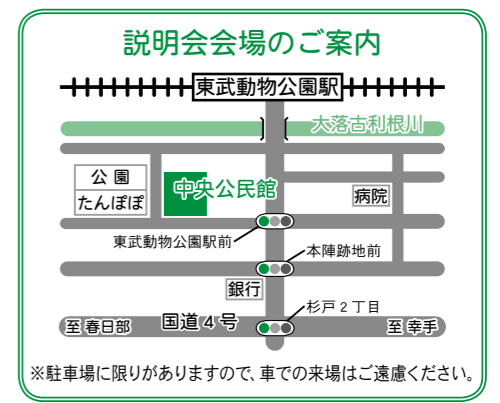
	要件
医療費控除	申告者本人、または申告者と生計を一にする親族の医療費を支払った場合(合計所得金額の5%、または10万円のいずれか少ない方の金額を超える額が対象)

日程等

期日	対象者	時間	会場
2月6日(木) 午前	公的年金収入のみの方	受付：9時30分～10時 説明会：10時～12時	中央公民館
2月6日(木) 午後	給与1か所(年末調整済)のみで医療費控除を受ける方	受付：13時～13時30分 説明会：13時30分～15時30分	

当日持参するもの

- ① 平成25年分源泉徴収票(源泉徴収税額のある方)
- ② 医療費領収書(支払いが平成25年中のもので、個人別に合計を計算してきてください。)
- ③ 保険金などで補てんされた金額がある場合は、その金額が確認できるもの
- ④ 印鑑、ボールペン、電卓
- ⑤ 申告者名義の預貯金口座番号
- ※ ①②は原本を持参してください。
- 公的年金収入のみの方
- ① 医療費控除を受ける方向様上記①～⑤のもの(②③については医療費控除を受ける場合のみ)
- ② 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ③ 国民健康保険税などの平成25年中の支払額が分かるもの



※駐車場に限りがありますので、車の来場はご遠慮ください。

- ・ 印鑑
- ・ ボールペン
- ・ 電卓
- ・ 申告者名義の預貯金口座番号
- ・ 医療費控除を受ける方
- ・ 医療費の領収書(支払いが平成25年中のもので、1年間分の合計額を計算してきてください。)
- ・ 保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの

問合せ

関東信越税理士会 春日部支部 事務局
〒344-0064
春日部市南1-1-7
東部地域振興ふれあい拠点施設5階
☎048-738-7470
(9時30分～12時、13時～16時)

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告および納付をすることになっていきます。

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問合せ

春日部税務署 個人課税部門
☎048-733-2111(代表)



問合せ 春日部税務署 個人課税部門
☎048-733-2111(代表)
※ 町民税申告の受付日は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。くわしくは、「広報すぎと2月号」でお知らせします。

中学生の「税についての作文」受賞者が決まりました

- 国税庁および全国納税貯蓄組合連合会が「税についての作文」を募集したところ、次の皆さん(敬称略)が受賞されました。作文は町ホームページでご覧になれます。
- 杉戸町長賞 杉戸中学校1年 近藤 泰雅
- 埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞 東中学校3年 山中 ひなた
- 埼玉県春日部県税事務所賞 杉戸中学校3年 河西 慧奈
- 関東信越税理士会春日部支部支部長賞 杉戸中学校1年 濱本 瞳
- 春日部税務署管内納税貯蓄組合会長賞 杉戸中学校1年 片岡 万里子
- 春日部税務署管内納税貯蓄組合会長賞 東中学校3年 小松 瑠海
- 春日部税務署管内納税貯蓄組合会長賞 春部中学校3年 大作 宇宙香
- 春日部税務署管内納税貯蓄組合会長賞 広島中学校1年 青木 萌

問合せ 税務課 町民税担当 242・243・436

広告募集

広報すぎと・町ホームページ

町では、財源確保・住民サービスの向上・地域経済の活性化等を図るため、広報紙および町ホームページに広告を掲載してくださる広告主を募集します。ぜひ、会社やお店のイメージアップにご活用ください。

■ 共通事項

受付期間 2月18日(火)～21日(金) 9時～17時
申込方法 所定の申込書(秘書広報課窓口にて配布、または町ホームページからダウンロード)に必要事項をご記入のうえ、秘書広報課 広報広聴担当へお持ちください。

※掲載希望月が重なる場合、先着順とさせていただきます。
※掲載できない広告もありますので、くわしくはお問合せください。

申込・問合せ 秘書広報課 広報広聴担当 内線 286

【広報すぎと】

対象期間 平成26年5月号～平成27年4月号
掲載回数 最大6回まで
掲載位置 表紙を除くページの下段
広告の規格 ・1号(1枠) 縦4.5cm×横18cm
・2号(1/2枠) 縦4.5cm×横8.5cm
掲載料 ・1号 16,000円(1回の発行につき)
・2号 8,000円(1回の発行につき)

【町ホームページ】

対象期間 平成26年4月～平成27年3月
掲載期間 1か月単位で最長6か月
掲載位置 トップページ
広告の規格 縦50ピクセル×横150ピクセル(1枠)
※画像はGIF形式
掲載料 10,000円(1か月)